

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年9月26日
【会社名】	レジル株式会社
【英訳名】	Rezil Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 丹治 保積
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役CFO 山本 直隆
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 14階
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長丹治保積及び取締役CF0山本直隆は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年6月30日を基準日として行われており、評価に当っては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社グループのうち、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発行可能性を考慮し、財務報告の基礎であり、かつ中期経営計画の重要目標である売上高を重要な事業拠点の選定指標として用いました。また、当事業年度末の運用状況を踏まえ全社的な内部統制は有効であると評価したため、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね2/3を超えている2事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

当社グループは、主にマンション向けの電力の効率的な供給、および法人の脱炭素化支援や電力供給を主たる事業としており、受電設備の設置・運用、再生可能エネルギー資源の確保・JEPX市場での電力取引が収益獲得のための重要な活動であることから、選定した重要な事業拠点については、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、売上高、売掛金、未収入金、売上原価及び買掛金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、虚偽記載リスクが高いプロセス、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセス等を財務報告への影響を勘案して、個別に評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年6月30日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。